

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 齋藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL 03-5356-6377

TEL 048-781-2651

URL <http://www.slmo.co.jp/>

《地域別最低賃金が改定されました》

厚生労働省より、平成 29 年度の地域別最低賃金の改定について発表がありました。最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の 2 種類がありますが、今回は地域別最低賃金の改定になります。

《都道府県別最低賃金（時間額）》

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県
最低賃金額	958 円	871 円	956 円	868 円	783 円	800 円	796 円
発行年月日	29.10/1	29.10/1	29.10/1	29.10/1	29.10/7	29.10/1	29.10/1

《ご注意ください》

- ① この最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。
- ② 「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外・深夜・休日手当」「臨時または 1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いた金額が最低賃金額以上でなければなりません。
- ③ 一部の鉄鋼業や製造業、出版業や小売業等には別途、産業別最低賃金が適用されます（都道府県によって適用範囲や額が異なります）。

《最低賃金額以上となっているか確認する方法》

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうか調べるためには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合	時間給 \geq 最低賃金
日給の場合	日給 \div 1 日の所定労働時間 \geq 最低賃金
週給、月給などの場合	賃金額を時間当たりの金額に換算した額 \geq 最低賃金

※産業別最低賃金の改定は、例年通りであれば 12 月頃に改定されます。こちらにつきましてもわかり次第ご連絡いたします。

【最低賃金を下回る求人の取扱いについて】

平成 29 年度地域別最低賃金額が順次発効されることから、ハローワークにおいて受理する求人については、最低賃金額を下回る（法令違反状態にある）求人の公開を一時停止いたします。

求人申込みをされている事業主の皆さまには、現在公開中の求人についてご確認いただき、就業場所における最低賃金額を下回る場合につきましては、求人提出先ハローワークにて、賃金額の変更を行っていただきますようお願いいたします。

上記内容につきましてご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。